

お知らせ

- ・軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者に課税されます。
- ・軽自動車税の納期限は、6月2日です。納期限内に完納されますようお願い致します。
- ・発送の迅速化のため車両1台毎に送付致します。

手続きについて

次のような場合には、**直轄の陸運支局又は市町村で必ず手続きをしてください**。業者や代理人等に依頼をしても、期限までに手続きがなされない場合課税されます。必ずご確認ください。

- ・車両を売ったとき、買ったとき ・住所や保管場所が変わったとき
- ・車両の使用をやめたとき ・現在は車両を所有していないとき ・スクラップ廃車を依頼したとき

手続きに関する問い合わせ先

土浦ナンバー及びつくばナンバーのとき

四輪車 軽自動車検査協会 茨城事務所土浦支所 TEL 050-3816-3106

二輪車 茨城運輸支局 土浦自動車検査登録事務所 TEL 050-5540-2018

筑西市（下館市・関城町・明野町・協和町）ナンバーのとき

筑西市役所 市民税課 TEL 0296-24-2111 FAX 0296-25-5536

〃 関城支所 TEL 0296-37-6111

〃 明野支所 TEL 0296-52-1111

〃 協和支所 TEL 0296-57-2511

軽自動車税納税証明書について

国土交通省（運輸支局）とのシステム連携により、継続検査（車検）時に納税証明書の提示を省略できるようになりました。※納付後すぐに車検を受けるような場合は、従来どおり納税証明書が必要となります。

納付方法について

	口座振替	コンビニエンス ストア	金融機関 窓口	スマートフォン決済	地方税お支払サイト
納付方法	口座振替に関するお問い合わせは、筑西市役所収税課(24-2316)までご連絡ください。	納付場所は、納税通知書の裏面をご覧ください。		PayB・PayPayで納税通知書のバーコードをスキャンして納付することができます。	スマートフォン等で「地方税お支払サイト」へアクセスのうえ、納税通知書のQRコードをスキャンすることで、 <u>クレジットカードやペイジー等で納付が可能です。</u>
納税証明書 の発行について	○ 口座振替後に納税証明書を送付します。(6月中旬)	○ 納税証明書及び領収証書が発行されます。納付後すぐに車検を受けるような場合はこちらをご利用ください。	○	×	×

社会福祉法人に対する減免

社会福祉法人名義の軽自動車は、軽自動車税（種別割）の減免を受けることができます。期限内に申請してください。詳細は、市ホームページをご確認いただくか市民税課へお問い合わせください。

構造上専ら障害者の方の利用に供する軽自動車に対する減免

構造上専ら障害者の方の利用に供する軽自動車について、要件により軽自動車税（種別割）が減免になる場合があります。詳細は、市ホームページをご確認いただくか市民税課へお問い合わせください。

（裏面へ）

心身に障害のある方に対する減免

心身に障害のある方が所有する軽自動車（**本人もしくは同居親族等名義の車両も含む**）は、一定の要件を満たす場合に軽自動車税（種別割）の減免を受けることができます。

【減免を受けることができる障害の程度】

●障害のある方本人または生計を一にする方が運転する場合 ○障害のある方本人が運転する場合

身体障害者手帳						
障害の区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級
視覚障害	●	●	●	●		
聴覚障害		●	●			
平衡機能障害			●			
音声機能障害 (こう頭横出の場合に限る) (音声機能、言語機能又は、 そしゃく機能障害)			●			
上肢障害	●	●				
下肢障害	●	●	●	○	○	○
体幹機能障害	●	●	●		○	
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	●	●			
	移動機能	●	●	●	●	●
心臓機能障害	●		●			
じん臓機能障害	●		●			
呼吸器機能障害	●		●			
ぼうこう又は直腸機能障害	●		●			
小腸機能障害	●		●			
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	●	●	●			
肝臓機能障害	●	●	●			

精神障害者保健福祉手帳										
障害等級が1級で、自立支援医療受給者証（精神通院）もしくは医療福祉費受給者証（マル福）の交付を受けている方、または当該障害の治療のために通院をしている方。										
療育手帳										
判定が 最重度④ または 重度A										
戦傷病者手帳										
障害の区分	特別項症	第1項症	第2項症	第3項症	第4項症	第5項症	第6項症	第1款症	第2款症	第3款症
視覚障害	●	●	●	●	●					
聴覚障害	●	●	●	●	●					
平衡機能障害	●	●	●	●	●					
音声機能障害 (こう頭横出の場合に限る) (音声機能、言語機能又は、 そしゃく機能障害)	●	●	●							
上肢障害	●	●	●	●						
下肢障害	●	●	●	●	○	○	○	○	○	○
体幹機能障害	●	●	●	●	●	○	○	○	○	○
心臓機能障害	●	●	●	●						
じん臓機能障害	●	●	●	●						
呼吸器機能障害	●	●	●	●						
ぼうこう又は直腸機能障害	●	●	●	●						
小腸機能障害	●	●	●	●						
※ 等級欄の記載について 旧として表示してある場合の第7項症は本表の第1款症、旧第1款症は第2款症、旧第2款症は第3款症にそれぞれ該当します。										

【申請に必要なもの】

- ① 軽自動車税（種別割）減免申請書（市ホームページから印刷もしくはお問い合わせください）
- ② 身体障害者手帳、戦傷病者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳（該当するもの）
上記手帳に加え
＜精神障害の方＞
 - ・自立支援医療受給者証
 - ・医療福祉費受給者証
 - ・当該障害の治療のための通院証明証
＜施設入居の方＞
 - ・施設が発行する帰宅証明書（週1回以上または月4回以上）
いずれか
- ③ 当該年度の納税通知書
- ④ 運転する方の運転免許証
- ⑤ 納税義務者のマイナンバーカード、もしくは通知カードと身元確認書類
- ⑥ 減免を受けようとする軽自動車の車検証（新規申請時・車両変更時）

【申請場所】

筑西市役所市民税課及び各支所（川島出張所は不可）

【申請期間】

納税通知書を受け取ってから納期限まで（**納期限を過ぎての手続きはできません**）

【注意事項】

- ・毎年、減免申請の手続きが必要です。
- ・減免を受けられる軽自動車は、障害者おひとりにつき1台までに限られます。（普通自動車を含む）
- ・納付後に減免申請をされても払い戻しはできませんのでご注意ください。
- ・口座振替を利用の方で一定期日以後にお手続きされた方については一度引き落としを行います。後日払い戻しをいたします。

（問い合わせ先）筑西市役所 財務部 市民税課

TEL 0296-24-2111（内線 2113）

FAX 0296-25-5536